

■現行計画（次世代育成支援後期行動計画）

基本理念：子どもたちが笑顔で心豊かに育つ安心子育てのまちづくり

- 基本的視点：1. 子どもの幸せの視点
2. 次代の親づくりの視点
3. 社会全体で支える地域づくりの視点

(1) 準拠法等

・次世代育成支援対策推進法

基本理念 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

視点 子育て家庭の状況を鑑み、ニーズに対応する教育・保育サービスなどを提供する。

・母子保健計画（※）を兼ねている。

※市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた母子保健計画を策定し、効果的な母子保健施策の推進に資するもの。

(2) 社会情勢

- ・平成 17 年に総人口は初めて減少に転じ、出生数、合計特殊出生率ともに過去最低を記録。
- ・未婚化や晩婚化に加えて新たに「夫婦の出生力そのものの低下」も少子化の大きな要因として指摘された。
- ・少子化対策から次世代育成支援へ重点をシフト（子どもの数を増やす政策から、育成支援へ）。

(3) 下野市の状況

- ・次世代育成支援後期行動計画の基本理念は、下野市総合計画の2つの施策展開の柱「心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち」「心安らかに暮らせる、安全・安心なまち」に基づくもの。

■新計画 ○○プラン（例） 子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、母子保健計画



(1) 準拠法等

・子ども・子育て支援法

基本理念 ①子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

②子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

③子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

視点 当事者の目線に立ち、子ども・若者の“育ち”や子育てを一層社会全体で支援する。

・次世代育成支援対策推進法の10年延長

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長

・母子保健計画の継続

(2) 社会情勢

- ・少子化対策の推進にもかかわらず、依然として少子化に歯止めがきかない状況。
- ・児童福祉法を基本とした障がい児対策の強化（障害の状況の多様化、支援を要する子どもの増加）。
- ・すべての子どもたちの健やかな成長を保障するための支援。社会保障と税の一体改革がなされるとともに、女性の社会進出が促進される。

(3) 下野市の状況

- ・現行の下野市総合計画の計画期間は平成 27 年度までであり、次期計画を 26・27 年度で策定予定。
- ・平成 26 年 4 月に下野市自治基本条例が施行された。
 - 市民が主役のまちづくり、市民・議会・市の協働によるまちづくり、子どもを市の未来を担う地域の宝として育てる
 - 参画：まちづくりに主体的に参加し行動すること
 - 協働：市民、議会、市が共通課題を解決するために、それぞれの役割及び責任を対等な立場で協力して活動すること
- ・次世代育成支援後期行動計画を推進してきたが、依然として以下のような課題が挙げられる。
 - ⇒出生数は減少傾向にあり、さらなる晩産化・少子化の進行が懸念される。より多くの市民が子育てに対し喜びや楽しみを感じられるよう、子どもを産み育てやすい環境づくりを行う必要がある。
 - ⇒就労する（就労意向のある）母親の増加等を背景に、教育・保育事業へのニーズが高まっている。特に、幼稚園や認定こども園といった保育だけでなく教育も行う施設に対する需要が高い。そのためにも、人材の育成・確保が重要。
 - ⇒男女共同参画の観点からもワーク・ライフ・バランスを推進することが重要。